

2010年（平成22年）4月19日

株式会社 東京法経学院

代表取締役 里見 哲夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7234

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogocnet.com>

〔連絡先〕 かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL：078-361-9494

FAX：078-361-9493

申 入 書

当NPO法人から貴社の前身である株式会社東京法経学院出版を含めた資格試験予備校各社に対し、2007年（平成19年）3月2日付申入書をもって、受講契約の解約・返金に関して受講申込者による契約解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められるよう、別紙の通り申し入れをさせていただきました。（添付）

その後、貴社が事業を引き継がれてからも、貴社の講座受講規定は、当NPO法人が株式会社東京法経学院出版へ申し入れを行った時点と同じ内容であり、以下のとおり、受講契約の解約事由を依然として制限するものとなっており、かつパンフレットおよびウェブページ上の記載においては解約事由が極めて限定的であるように読める記載がなされています。

（貴社のウェブページ上の解約条項の表示）

第5【解約・返金等】

- （1）お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出していただきます。）または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求するこ

とはできません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います。

(2) (1)の正当事由が存在し、お客様からの受講契約の取消・解約等のお申し出により返金する場合、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。

[1] 受講申込後で講座開始前（通信講座の場合、当社からの発送前）の取消・解約等
<5万円以上の講座の場合>

受領済受講料から、10,000円を差引いた額

<5万円未満の講座の場合>

受領済受講料から、受講申込講座の当学院所定の正規価格（割引を含まない）の20%に相当する額を差引いた額

[2] 講座開始後（通信講座の場合、当学院からの発送後）の取消・解約等

<通学講座の場合>

受領済受講料から、①取消・解約等のお申し出までに講義スケジュールに従い実施済の講義部分に相当する受講料および配布した教材の部分を差引いた額。

および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額

<通信講座の場合>

①受講申込講座に関する当学院所定の発送スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までの期間および発送済の通信講座の教材等の部分を差引いた額。

および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額。

(貴社のパンフレット上の記載内容)

「納入された学費は、理由のいかんを問わず返金できません。」

本件のような準委任契約において消費者からの自由な契約解約権を制約することは、民法の原則に比して消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効と解さざるを得ません。

ところで、当NPO法人においては、資格試験予備校のうち受講契約の解約事由が極めて限定的であると思われた株式会社法学館に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を前提に2008年（平成20年）8月27日付で同法41条1項に基づく請求書を送付いたしました。その後同社からは、話し合いの申し入れがあり、当NPO法人と同社との間で、1年以上にわたる交渉を続けて来ました結果、このたび別紙のと通りの和解条項にて裁判所で起訴前の和解が成立しました（大阪簡易裁判所平成22年（イ）第103号）。同和解条項をご覧いただければわかりますように、株式会社法学館は、すでに受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されており、かつ今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類

の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定について受講契約継続中の者に個別に知らせること等を、約束される内容になっております。

つきましては、貴社においても、理由の如何を問わず受講契約の解約を認めるよう然るべき措置を採られたうえで、当NPO法人との間で、株式会社法学館と同様の内容の和解を締結されるよう、申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対する貴社のご対応について、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

追って、貴社において当NPO法人の申し入れに応じられない場合は、遺憾ながら、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行う予定でおりますので、その点も付言いたします。

以上